

## 仙台市監査委員公告第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果について次のとおり公表します。

令和 5 年 7 月 6 日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 仙台市監査委員 | 船 | 山 | 明 | 夫 |
| 同       | 岩 | 渕 | 健 | 彦 |
| 同       | 鎌 | 田 | 城 | 行 |
| 同       | 峯 | 岸 | 進 | 一 |

### 第 1 請求のあった日

令和 5 年 5 月 17 日

### 第 2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目 3-28 朝市ビル 4 階  
仙台市民オンブズマン

### 第 3 請求の内容（請求書原文のとおり）

#### 第 1 請求の趣旨

- 1 仙台市は、令和 4 年 6 月 30 日に職員に対して支給した期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税 9 億 6063 万 8388 円の納付期限を遅延した。
- 2 仙台北税務署長は、同年 11 月 28 日、仙台市に対し、延滞税 145 万 2700 円及び不納付加算税 4803 万 1500 円を賦課することを決定し、仙台市は、同年 12 月 27 日、延滞税 145 万 2700 円及び不納付加算税 4803 万 1500 円の合計 4948 万 4200 円を仙台北税務署に納付した。その結果、仙台市には、4948 万 4200 円の損害が発生している。
- 3 上記納付遅延が発生したのは、同年 7 月 11 日を納付期限とする源泉所得税に係る払出命令書の払出金額に、令和 4 年 6 月 30 日に職員に対して支給した期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税 9 億 6063 万 8388 円が含まれなかったことによるものであり、上記払出命令書を起案した仙台市総務局人材育成部労務課給与係の担当職員には、民法第 709 条に基づく損害賠償責任があり、上記払出命令書を承認した仙台市総務

局人材育成部労務課給与係長と上記払出命令書を決裁した仙台市総務局人材育成部労務課長には、地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段の規定による損害賠償責任がある。

- 4 しかるに、仙台市が、担当職員、給与係長、及び労務課長に対する 4948 万 4200 円の損害賠償請求を怠っているのは、違法不当である。
- 5 よって、仙台市長に対し、担当職員、給与係長、及び労務課長に対する損害賠償請求その他仙台市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

## 第 2 請求の理由

### 1 事実関係

#### (1) 所得税の源泉徴収

仙台市総務局人材育成部労務課（以下「労務課」という。）は、令和 4 年 6 月 30 日、職員に対して期末手当及び勤勉手当を支給し、併せて、これに係る所得税 9 億 6063 万 8388 円を源泉徴収した。源泉所得税 9 億 6063 万 8388 円（以下「本件源泉所得税」という。）の納付期限は、同年 7 月 11 日であった。

#### (2) 払出命令書の起案と決裁

令和 4 年 7 月 11 日を納付期限とする源泉所得税に係る払出命令書は、仙台市総務局人材育成部労務課給与係の担当職員（以下「担当職員」という。）が起案し、仙台市総務局人材育成部労務課給与係長（以下「給与係長」という。）の承認及び仙台市総務局人材育成部労務課長（以下「労務課長」という。）の決裁を受けたものであるが、それには、本件源泉所得税は含まれていなかった。

担当職員は、給与係長の承認及び労務課長の決裁を受けた上で、会計室会計課に払出命令書を持ち込んだ。

#### (3) 源泉所得税の納付

令和 4 年 7 月 11 日、仙台市は、本件源泉所得税が含まれない状態で、同年 7 月納付分の源泉所得税を仙台北税務署に納付した。

#### (4) 納付漏れの発覚

令和 4 年 8 月 2 日、担当職員は、本件源泉所得税の本来の納期限は同年 7 月 11 日であったことを覚知し、労務課長及び給与係長に報告した。

担当職員は、本件源泉所得税を納付するための払出命令書を起案し、給与係長の承認及び労務課長の決裁を受けた上で、払出命令書を会計室会計課に持ち込んだ。

#### (5) 本件源泉所得税の納付

令和 4 年 8 月 3 日、仙台市は、本件源泉所得税を納付した。

(6) 延滞税及び不納付加算税の賦課決定

令和4年11月28日、仙台北税務署長は、仙台市に対し、延滞税145万2700円及び不納付加算税4803万1500円を賦課することを決定し、通知した。納期限は同年12月28日とされた。

(7) 予算案提出

令和4年12月7日、当該延滞税及び不納付加算税の支払に要する経費を含む補正予算案が市議会に提出された。

(8) 予算案可決

令和4年12月22日、当該延滞税及び不納付加算税の支払に要する経費を含む補正予算案が市議会において可決された。

(9) 延滞税及び不納付加算税の納付

令和4年12月27日、仙台市は、延滞税145万2700円及び不納付加算税4803万1500円の合計4948万4200円を仙台北税務署に納付した。

## 2 労務課長の損害賠償責任

(1) 労務課長が地方自治法第243条の2の2第1項後段所定の職員に該当すること

期末手当及び勤勉手当から源泉徴収した所得税は、歳入歳出外現金として取り扱われるところ、歳入歳出外現金については、会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ出納をすることができないこととされている（地方自治法施行令第168条の7第2項）。

したがって、源泉所得税の納付は、地方自治法第243条の2の2第3号の「支出又は支払」に該当する。

そして、労務課長は、仙台市会計規則（以下、「会計規則」という。）第132条の規定により歳入歳出外現金に関する事務を取り扱い、本件源泉所得税の払出命令においても現に決裁を行っているのであるから、会計規則第152条の3にいう「直接関与した職員」に該当し、地方自治法第243条の2の2第1項後段「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通公共団体の規則で指定したもの」に該当する。

(2) 労務課長には地方自治法第243条の2の2第1項の「重大な過失」が認められること

ア 地方自治法第243条の2の2第1項の「重大な過失」とは、著しく注意義務を怠るということであり、具体的には、わずかの注意さえすれば当該事態を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたことをいう（最高裁平成20年11月27日判決参照）。

本件における労務課長の過失は、担当職員の作成した起案文書を

的確にチェックすべきであったのに、払出命令書の金額と担当職員が集計した合計額との整合性を確認しただけで、決裁をしてしまい、結果として過誤納を招いたことにある。

そこで、労務課長が、わずかの注意さえすれば担当職員の作成した起案文書の誤りに気づき、過誤納を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたかどうかが問題となる。

イ この点、以下に述べる理由から、労務課長は、わずかの注意さえすれば担当職員の作成した起案文書の誤りに気づき、過誤納を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたというべきである。

第1に、令和2年4月1日に労務課長に就任して、令和2年4月以降、毎月、払出命令書を決裁してきた労務課長は、毎月の源泉所得税額は、例年、7月以外は、概ね1億7000万円前後であり、7月だけが、10億円以上の金額であること（令和4年7月11日付払出命令書〔事実証明書3〕、仙台市源泉徴収一覧〔事実証明書4〕）を十分に認識していたはずである。そうだとすれば、労務課長は、総務局が説明するとおり、担当者が集計した合計額と払出命令額が一致していることを確認したのであれば、その時点で、本来、10億円以上の金額であるべき令和4年7月の源泉徴収税額が1億7645万3708円にすぎず、払出命令書記載の払出金額が誤っていることに容易に気づくことができたはずである。それにもかかわらず、労務課長がその誤りに気づかなかったことについては、著しい注意義務違反が認められるというべきである。

この点、総務局は、「本件の源泉所得税の納付については、（担当者が集計した）合計額と払出命令額が一致していることを確認したものの、内訳の確認まではいたらなかった」と説明しているが、仮に「内訳の確認まではいたらなかった」としても、労務課長は、払出額を確認したのであれば、本来、10億円以上の金額であるべき令和4年7月の源泉徴収税額が1億7645万3708円にすぎず、払出命令書記載の払出額に本件源泉所得税が算入されていないという重大な誤りがあることに直ちに気づくことができたはずである。労務課長がそのような重大な誤りに気づかなかったということは、労務課長は、内訳どころか、払出命令書の払出額さえ確認していなかったと考えるほかない。

第2に、「令和4年6月分所得税納入状況」〔事実証明書5〕では、「一般給与期末・勤勉」の「支払金額」が「0」とされており、また、「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」

〔事実証明書5〕でも、「期末・勤勉」の「支給額」が「0」とされていることからすれば、労務課長は、「令和4年6月分所得税納入状況」もしくは「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」を一読するというわずかの注意さえすれば、払出命令書記載の払出額に本件源泉所得税が算入されていないという重大な誤りがあることに直ちに気付くことができたはずである。

この点、総務局は、「本件の源泉所得税の納付については、(担当者が集計した)合計額と払出命令額が一致していることを確認したものの、内訳の確認まではいたらなかった」と説明しているが、およそ支出命令額は担当者が集計した合計額に基づいて起案されるものであるから、これが一致することを確認したからといって、起案内容の正確さが確認できるものではない以上、労務課長は、払出命令書を決裁するにあたっては、「令和4年6月分所得税納入状況」及び「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」を一読すべきである。そして、「令和4年6月分所得税納入状況」も、「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」も、わずかA4版1枚の分量であり、その文字量も多いとはいえないから、労務課長にそれらを一読することを求めたとしても、過大な非現実的な業務を強いることにはならない。

第3に、担当職員が起案文書中の「歳入歳出外現金一覧表」〔事実証明書7〕に記載した納付額の算定に関わる手書のメモには、7月11日納付額を算出するにあたり、源泉徴収所得税の「受入額」11億2296万2090円から、9億4640万4086円を「来月納付分」として控除することが記載されているのであるから、労務課長は、この納付額の算定に関わる手書のメモを一読するというわずかの注意さえすれば、払出命令書記載の払出額に本件源泉所得税が算入されていないという重大な誤りがあることに直ちに気付くことができたはずである。

労務課長は、払出命令書を決裁するにあたっては、担当職員の納付額の算定に誤りがないか否かをチェックするために、担当職員が「歳入歳出外現金一覧表」に記載した納付額の算定に関わる手書のメモの内容を一読すべきである。そして、納付額の算定に関わる手書のメモの分量はわずかなものであり、その内容も極めて単純なものであるから、労務課長に納付額の算定に関わる手書のメモを一読することを求めたとしても、過大な非現実的な業務を強いることにはならない。

ウ これに対し、仙台市監査委員公告第6号の監査結果において、監査委員は、「本件業務については、定例的な毎月の手続きであり、実際、

担当者間で引き継がれたマニュアル等によって、たとえ経験の浅い職員が担当したとしても、これまでに給与に係る源泉所得税の納付が遅延した事例もなく、毎月の決裁においても『詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する流れとはなっていなかった』のが実態であり、労務課においては、特別に注意を要するものとはされていなかったものと認められる。労務課長が、例えば前任からの引継ぎにおいて特別な対応を要する業務として示されていたり、上司からあらかじめ特別の留意点等を指示されていたり、課内の打ち合わせ等において注意を要する業務として整理されていたりといった事情は認められなかった。これらの状況を総合的に考慮すれば、労務課長がわずかな注意さえすれば、本件納付遅延を予測し、これを未然に防止することができたものということは困難であり、労務課長が著しく注意義務を怠ったということとはできない。したがって、労務課長に重大な過失があったとまでは認められず、労務課長が本市に対し法243条の2の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない。」と判断している。

しかし、「労務課においては、特別に注意を要するものとはされていなかった」としても、前述のとおり、およそ支出命令額は担当者が集計した合計額に基づいて起案されるものであるから、これが一致することを確認したからといって、起案内容の正確さが確認できるものではないのであるから、監査委員が指摘するような事情があって、「詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する」ことまでは必要なかったとしても、労務課長は、「令和4年6月分所得税納入状況」、「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」、及び「歳入歳出外現金一覧表」に目を通すくらいのこととはすべきである。

この点、総務局は、「本件の源泉所得税の納付については、(担当者が集計した)合計額と払出命令額が一致していることを確認したものの、内訳の確認まではいたらなかった」と説明しているが、およそ支出命令額は担当者が集計した合計額に基づいて起案されるものであるから、これが一致することを確認したからといって、起案内容の正確さが確認できるものではない以上、労務課長が、本件の源泉所得税の納付については、担当者が集計した合計額と払出命令額が一致していることを確認するだけでは、決裁権者によるチェックとしてはおよそ無意味であり、労務課長は、決裁権者として何もしていないに等しい。

百歩譲って、本件源泉所得税の納付については、担当者が集計した

合計額と払出命令額が一致することで足りるとしても、上記のとおり、労務課長は、令和5年7月の払出命令書記載の払出額を確認しさえすれば、令和5年7月の払出命令書の払出額に本件源泉所得税が含まれていないという重大な誤りがあることに直ちに気付くことができたはずであるから、労務課長は、著しく注意義務を怠ったといえ、重過失があることは明らかである。

したがって、監査委員の上記判断は失当というほかない。

- (3) 以上のとおりであるから、労務課長は、地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定による損害賠償責任を免れない。

### 3 給与係長の損害賠償責任

- (1) 給与係長が地方自治法第243条の2の2第1項後段の「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」に該当すること

給与係長は、源泉所得税の払出命令の専決権者である労務課長が、出張、休暇等により不在である場合において、労務課長に代わって決裁（代決）をする者である（仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第7号）第2条14号及び21条1項）。

そして、給与係長は、本件源泉所得税の払出命令書の起案に承認を与えているから、労務課長と同様、会計規則第152条の3にいう「直接関与した職員」に該当し、地方自治法第243条の2の2第1項後段の「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」に該当する。

- (2) 給与係長に地方自治法第243条の2の2第1項の「重大な過失」が認めれること

ア 給与係長の過失は、担当職員の作成した起案文書を的確にチェックすべきであったのに、払出命令書の金額と担当職員が集計した合計額との整合性を確認しただけで承認してしまい、それが結果として労務課長の決裁へとつながり、本件納付遅延を招いたことにある。

イ 給与係長についても、給与課長について重大な過失が認められるのと同じ理由により、重大な過失が認められるというべきである。

ウ この点、仙台市監査委員公告第6号の監査結果において、監査委員は、「労務課においては、本件業務について特別に注意を要するものとはされていなかった。また、給与係長についても、前任者からの引継ぎにおいて特別な対応を要する業務として示されていたり、上司からあらかじめ特別の留意点等を指示されていたり、課内の打ち合わせ等において注意を要する業務として整理されていたりといった

事情は認められてなかった。これらの状況を総合的に考慮すれば、労務課長と同様に給与係長に重大な過失があったとまでは認められず、給与係長が本市に対し法 243 条の 2 の 2 第 1 項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない。」との判断を示している。

しかし、そのような監査委員の判断は、労務課長についての監査委員の判断について述べたのと同様の理由から、失当である。

- (3) 以上のとおりであるから、給与係長は、地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段の規定による損害賠償責任を負う。

#### 4 担当職員の損害賠償責任

- (1) 担当職員は、払出命令について専決又は代決をする権限を有していないので、会計規則第 152 条の 3 「直接関与した職員」にあらず、地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項所定の職員には該当せず、同項後段による損害賠償責任を負わない。
- (2) ただし、担当職員には、本件の源泉所得税の納付遅延について、過失があることは明らかであり、担当職員は、民法第 709 条に基づく損害賠償責任を免れないというべきである。

この点は、仙台市監査委員公告第 6 号の監査結果において、監査委員は、「担当職員の損害賠償責任を検討するにあたっては、法第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段に規定する職員である労務課長の命により行われた業務に係るものである以上、同項後段において求められる責任の程度を超えた責任を担当職員に課すことは不均衡であり、損害の公平な分担という見地からすれば、イ及びウと同様の観点に基づいて行うのが相当であると考えられ、担当職員の過失が重過失といえるかについて検討することが妥当であると解される。」との見解を示している。

しかし、最高裁昭和 51 年 7 月 8 日判決は、被用者の過失により不法行為責任が成立することを前提として、信義則によりその求償の範囲を制限したものであり、また、大阪高裁平成 25 年 2 月 27 日判決は、実務担当者に過失があるとしても、当該事案における諸般の事情に照らして、損害の賠償請求をすること自体が信義則に反し、許されないとしたものであり、いずれも判決も、不法行為責任の成立要件を重過失としたものではない。

実質的に考えても、被用者に損害の賠償請求をすること自体が信義則に反し、許されないか否かは、被用者に重過失があるか否かによってのみ決することはできないし、「被用者に重過失があれば、被用者の責任割合は 100%、被用者に重過失がなければ、被用者の責任割合は



0%」とするのではなく、損害の公平な分担の見地から、当該事案における諸般の事情を総合考慮して、0%から100%の間で、被用者の責任割合を決定するのが、事案の適切妥当な解決に資するといえる。

したがって、監査委員の上記見解には賛成することはできない。

- (3) 担当職員については、重過失の有無ではなく、過失の有無によって、不法行為責任の成否を決した上で、不法行為責任が成立する場合に、仙台市が担当職員に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることが信義則に反し、許されないか否かが検討されるべきである。

仙台市監査委員公告第6号の監査結果において、監査委員は、「担当職員は労務課への配属1年目であり、前任者からマニュアルの内容について必ずしも十分な引継ぎを得られなかった状況にあったことなども踏まえると、関係法令の理解が進まないまま、事務処理の期限に対応するため、マニュアルに依拠して事務処理を進めていたことにはやむを得ない面もある」こと、「当該マニュアルには部分的に紛らわしい記述があること、6月期末勤勉手当に係る源泉所得税の納期限が具体的に明記されていなかったこと」という事情を指摘するが、それらの事情は、仙台市が担当職員に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることが信義則に反し、許されないか否かの検討において考慮されるべきものである。

この点、たしかに、監査委員が指摘するような事情があったとすれば、仙台市の対応には一定の問題があり、担当職員に全責任を負わせることは、損害の公平な分担の見地からすれば、必ずしも相当ではない。

しかし、他方で、監査委員が指摘するとおり、「本件業務については、定例的な毎月の手続きであり、実際、担当者間で引き継がれたマニュアル等によって、たとえ経験の浅い職員が担当したとしても、これまでに給与に係る源泉所得税の納付が遅延した事例もなく、毎月の決裁においても『詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する流れとはなっていない』のが実態であり、労務課においては、特別に注意を要するものとはされていなかったものと認められる。労務課長が、例えば前任からの引継ぎにおいて特別な対応を要する業務として示されていたり、上司からあらかじめ特別の留意点等を指示されていたり、課内の打ち合わせ等において注意を要する業務として整理されていたりといった事情は認められなかった。」とすれば、仙台市の対応等に一定の問題があったとしても、担当職員には、払出金命令書記載の払出額に本件源泉所得税を算入しないという誤った起案をすることを回避する可能性が十分にあったといえることができる（本件業務については、定例的な毎月の手続きであり、実際、担当者間で引き継がれたマニュアル等

によって、たとえ経験の浅い職員が担当したとしても、これまでに給与に係る源泉所得税の納付が遅延した事例もなかったとすれば、担当職員は誤った起案を回避することは十分可能であり、担当職員が誤った起案をしたことについては、著しい注意義務違反があるといえる。)

したがって、損害の公平な分担の見地からすれば、仙台市が担当職員に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることが信義則に反し、一切許されないとすることは妥当ではなく、担当職員も一定の限度で責任を負担すべきである。

## 5 結論

以上のとおり、労務課長及び給与係長は、仙台市に対し、地方自治法第243条の2の2第1項後段に基づく損害賠償責任を負う。また、担当職員は、仙台市に対し、民法第709条に基づく損害賠償責任を負う。

しかるに、仙台市が、労務課長、給与係長、及び担当職員に対する損害賠償請求を怠っているのは、違法かつ不当である。

よって、仙台市長に対し、労務課長、給与係長、及び担当職員に対する損害賠償請求その他仙台市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

[事実を証する書面]

- 1 仙台市監査委員公告第6号の監査結果
- 2 令和4年12月28日付「質問書に対する回答について」
- 3 令和4年7月11日付払出命令書
- 4 仙台市源泉徴収一覧
- 5 令和4年6月分所得税納付状況
- 6 令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書
- 7 令和4年7月5日付歳入歳出外現金一覧表

(注) 事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

## 第4 監査の実施

本件監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

本件監査請求について、法第242条第7項の規定に基づき、令和5年6月8日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は請求の趣旨の補

足として概ね以下のような陳述を行うとともに、地方公共団体職員の当該団体への賠償責任に関し、総務省が全国状況を調査した結果を一覧表としてまとめた資料、仙台市が同市のホームページに掲載した「源泉所得税の徴収誤りに係る全庁調査結果等について（最終報）」と題する資料等の新たな証拠の提出を行った。

他の地方自治体における事例に関して、総務省の資料によれば、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に、期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付期限を徒過した事例が2件ある。愛知県豊山町の事例と京都府京田辺市の事例であるが、いずれの事例においても、それぞれの自治体の監査委員は職員の賠償責任を認めている。本件についても、総務局人材育成部労務課長（以下「労務課長」という。）と総務局人材育成部労務課給与係長（以下「給与係長」という。）については、これら二つの事案と同様、重大な過失が認められることは明らかである。

労務課長は、令和2年4月1日に労務課長に就任して以降、毎月払出命令の決裁をしてきたのだから、毎月の源泉所得税額が、例年、7月以外は概ね1億7,000万円前後であり、7月だけが10億円以上の金額であるということは十分わかっていたはずであり、令和4年7月の源泉所得税額が1億7,645万3,708円であることを認識したにもかかわらず、払出命令書記載の払出金額が誤っていることに気づかなかつたなどということは到底信じられない。

請求人としては、労務課長は、実は払出命令書の金額と担当職員が集計した合計額との整合性すら確認していなかったのではないかと、払出命令書に何ら目を通していてもいなかったのではないかと疑念を払拭することができない。

給与係長についても平成31年就任と聞き及んでおり、同様の疑念がある。

仙台市監査委員（以下「監査委員」という。）が令和5年2月8日付仙台市監査委員公告第6号により公表した監査結果（以下「前回監査結果」という。）においては、「労務課長に重大な過失があったとまでは認められず、労務課長が本市に対し法243条の2の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない」との判断がされている。しかし、労務課長及び給与係長が令和4年7月の源泉所得税額が1億7,645万3,708円であることを認識した以上、払出命令書記載の払出金額が誤っていることに容易に気づくことができたはずであるから、監査委員には、労務課長及び給与係長がどうしてその誤りに気づくことができなかったのかについて、改めて聞き取りをするなどして、重過失を認めないという判断を維持できるのかについて再検討するよう願うものである。

仙台市の全庁調査の結果によれば、過去5年間において本件のように徴収した源泉所得税の納付期限を徒過した事例はない。すなわち、これまで仙台市に

においては、期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税も含めて徴収した源泉所得税の納付期限を担当職員が誤解することはなく、また仮に担当職員が誤解したとしても、給与係長及び労務課長が承認ないし決裁において誤りを是正するなどして、きちんと納付期限が遵守されてきたわけであるから、本件の期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税についても、総務局人材育成部労務課給与係の担当職員（以下「担当職員」という。）、給与係長及び労務課長が緊張感を持って職務に取り組み、わずかな注意さえすれば、いくらでも納付期限の徒過を回避することができたといえる。この点からも担当職員、給与係長及び労務課長には、重大な過失が認められるといえる。

担当職員については、前回監査結果においては、担当職員の過失が重過失といえる場合に限って、民法（明治29年法律第89号）第709条の責任を負わせるとの見解が示されている。損害の公平な分担の見地から、給与係長及び労務課長との不均衡が生じないように配慮することは必要であるが、担当職員の責任については、重過失の有無ではなく、過失の有無によって、不法行為責任の成否を決した上で、不法行為責任が成立する場合に、仙台市が担当職員に対して賠償請求をすることが信義則に反し、許されないか否かが検討されるべきとするのが判例の立場である。請求人としては、前回監査結果において指摘されている「担当職員は労務課への配属1年目であり、前任者からマニュアルの内容について必ずしも十分な引継ぎを得られなかった状況にあったことなども踏まえると、関係法令の理解が進まないまま、事務処理の期限に対応するため、マニュアルに依拠して事務処理を進めていたことにはやむをえない面もある」こと等の事情があるとしても、他方で監査委員が労務課長の重過失についての検討において指摘したとおり、本件業務については、総務局人材育成部労務課（以下「労務課」という。）において特別に注意を要するものとされていなかったものと認められるというのであれば、担当職員についても一定の責任が認められるべきであると考えられる。この点についても再検討を願う。

本件の期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付期限の徒過は、まさに前回監査結果において監査委員が示した意見のとおり、「油断や注意不足」によって引き起こされたものであり、給与係長及び労務課長の過失は重大である。その結果、仙台市、ひいては仙台市民が約5,000万円もの損害を被っているのに、誰も責任を取っていない。このようなことは民間会社では到底許されない。民間会社の経理課長が、源泉所得税の納付期限を徒過して、会社に損害を被らせれば、会社から民法第709条に基づいて損害賠償請求されることは明らかである。

そもそも、法243条の2の2第1項が、予算執行職員等の責任の主観的要件を故意又は重過失としているのは、一般原則である過失責任よりも責任を緩和し、公務員の職務遂行に萎縮効果を生じさせないようにして、複雑困難などこ

ろがあるその職務の円滑な遂行を確保することにある。本件業務が、労務課においては特別に注意を要するとされていなかったものであるとすれば、給与係長と労務課長に重過失を認めて責任を肯定しても、職務遂行に萎縮効果を生じさせるようなことはないはずであり、法 243 条の 2 の 2 第 1 項の趣旨に何ら反することはない。

二度と同じ事態を引き続き起こさないためには、再発防止策の策定も重要であるが、職員には、緊張感を持って職務を遂行しなければならず、「油断や注意不足」によって損害を発生させれば厳しく責任が問われるということを自覚してもらうことも必要不可欠であると考える。

監査委員には、本件の事実関係と法第 243 条の 2 の 2 第 1 項の趣旨に即して前回監査結果を再検討した上での適切な判断を切望する。

(注) 新たな証拠の種類及び内容については、この監査結果への記載を省略した。

## 2 監査の対象部局

総務局

## 3 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、市長が、源泉所得税納付遅延に関与した労務課長、給与係長及び担当職員に対し損害賠償請求をしないことが違法又は不当なものであるかを監査対象事項とした。

## 第 5 監査結果

本件監査結果については、合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

### 1 本市による令和 4 年 6 月 30 日に支給した期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延等に関する経緯

前回監査結果に記載のとおりである。

### 2 理由

#### (1) 他の地方自治体における事案について

請求人の意見陳述において、総務省の資料によれば、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付期限を徒過した事例が 2 件あり、いずれの事例においても、それぞれの自治体の監査委員は職員の賠償責任を認めている旨の指摘がなされた。そのいわんとする趣旨が必ずしも明確ではないが、もとより他自治

体での事例において職員の故意又は重過失が認められたからといって、本件においても労務課長及び給与係長（以下「課長ら」という。）の重過失が認められるべきであるということにはならない。

請求人が紹介する2件のうち京都府京田辺市の事例は、同市において当該情報は公表していないとのことであり、詳細を把握することができなかったものの、愛知県豊山町事例については、監査結果につき情報の提供を受けることができた。それによれば、同町事例は、同町の源泉所得税納付に係る事務処理の唯一の担当者であった会計管理者兼会計課長が、令和2年12月の年末調整の進めを進める中で、同年6月に支給した期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付手続を失念してしまっていたことに気づき、速やかに納付をしたものの、同町に不納付加算税及び延滞税として計525,500円の支払いが求められたというものである。同町長は、同町監査委員に対し、会計管理者が同町に損害を負わせた事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めた。令和3年2月、同町監査委員は、会計管理者が納付事務を一人で担当していたことについて、同人の権限と責任を考えれば、複数で処理し、問題がないかを確認することもできたものであり、その意味で同人は「故意又は重大な過失により」法令の規定に違反し、同町に対して525,500円の損害賠償責任を有するものと認める監査結果を同町長あてに通知したものである。

同町事例は会計管理者が納付に必要な事務処理を失念し、事務処理の進捗をチェックする体制もなかったことによるものである一方、本件は令和4年6月30日に支給した期末手当及び勤勉手当（以下これらを「6月期末勤勉手当」という。）に係る源泉所得税の納付時期は同年8月であると担当職員が誤信したために、同年7月を期限とする源泉所得税の納付に向けて払出命令の起案をする際、6月期末勤勉手当に係る税額を算入しないまま起案をしてしまい、課長らが起案内容の十分なチェックを行うことができずにそのまま決裁・承認をしてしまった結果、6月期末勤勉手当に係る源泉所得税を本来の期限までに納付できなかったというものである。両者間には事務処理に関与する職員数にとどまらない違いがあり、両者は全く別異の事案というべきである。本件の監査にあたっては、他自治体における監査結果にかかわらず、事案に即して課長らに重過失が認められるかどうかを慎重に検討すべきものであり、監査委員としては前回監査結果において述べたとおり、課長らの過失は重過失であるとまでは認められないと判断したものである。

(2) 課長らの過失が重過失であるとまではいえないことについて

前回監査結果において、監査委員は、課長らに過失があったことは認められるものの、総合的に状況を考慮すれば、課長らに重過失があったとまで認

めることはできない、との判断を示した。

このたび請求人は、前回監査結果の再検討を求め、本件請求に及んでいるので、補足も含め、前回監査結果に示した監査委員の判断について、改めて説明したい。

ア 課長らの注意義務の内容について

課長らの過失は、担当職員の起案内容をただ無条件に信頼するのではなく、その内容に含まれた不適切な部分を発見し、それが認められた場合は改めさせるなど、起案文書を的確にチェックすべき職責を有していたにもかかわらず、それを全うできなかったというものである。それは、たとえば、決裁処理を失念し、長期間にわたって溜め込んでしまったなどという、一般的な職務怠慢とは明らかに様相を異にするものと認められる。

イ 源泉所得税の徴収・納付等に係る事務の困難さについて

源泉所得税の徴収は、各職員の個別の所得に応じて徴収しなければならないことはもとより、毎月、各人の給料から定額を控除すればよいというものでもない。期末手当及び勤勉手当が支給される月もあるし、退職手当の支給を受ける職員が発生することもある。扶養親族の異動等により、徴収額が変更となる場合もあるし、職員の死亡退職の場合、死亡後に支給される給与は相続税の対象となるため所得税を源泉徴収しないようにするなど、各人別に、常時、必要な管理をしながら徴収事務を進めていく必要がある。また、職員給与等からの徴収は労務課で行う一方、附属機関の委員の報酬等からの徴収は各担当課で行うなど、徴収体制も単純ではない。しかし、それらの納付は労務課で行うこととなっている（これらとは別に会計室会計課で納付するものもある。）ため、労務課の担当者は、毎月、各担当課から届く納入済通知書を確認しながら、納付すべき源泉所得税額の集約を行っている。それらからすれば、源泉所得税の徴収・納付に関する事務は、誰もが、極めて容易に処理できるようなものではなく、適切に事務処理を進めるためには、業務への一定の習熟が必要なものと認められる。

請求人は、意見陳述において、本市が実施した源泉所得税の徴収誤りに係る全庁調査の結果を引いて、過去5年間に徴収漏れ147件、過小徴収44件及び過大徴収73件の誤りの事例はあるが、納付期限を徒過した事例はないと指摘している。それ以前に市が実施をした調査によれば、納期限を過ぎて納付した事例も相当数あることが確認されているのだが、それはさておき、請求人が引用する調査結果だけでも、5年間にこれだけの件数の誤りが現に発生していることは、源泉所得税に関する事務は極めて容易に処理できるものではないということを示す、一つの表れのようにも思われる。なお、必ずしも容易な事務とはいえないことが、誤りの発生を合理化するものでないことはいうまでもない。

#### ウ 払出命令に係る課長らの決裁・承認の実態について

請求人は、課長らが払出命令額を確認したというのであれば、例年7月の納付額に比較して大幅に少額であることに気づき、払出命令額が誤りであることに容易に気づくことができたはずであるという。

しかし、課長らは、払出命令額は確認したものの7月納付分の額としては少額であることには気づかなかつた。課長らの側から担当職員に対し、6月期末勤勉手当に係る税額が7月納付分に含まれているかどうかの確認がなされることもなかつた。これまでの課長らのチェックは、担当職員の集計額と払出命令額の整合の確認にとどまり、月別の推移に着目して払出命令額をチェックしてきたわけではないので、課長らが各月の払出額の程度を十分に把握できていなかったとしても不自然とはいえない。

また、請求人は、事実証明書5、6又は7を一読しさえすれば、課長らは起案された払出命令額の重大な誤りに気づくことができたはずであると主張している。

事実証明書5は、令和4年6月に納入された源泉所得税につき「一般給与」、「報酬」、「一般給与期末・勤勉」等の種類別の内訳を示すために担当職員が作成した一覧表であり、事実証明書6は、同月分の源泉所得税の徴収高を「俸給・給与等」、「期末・勤勉」等の種類別に担当職員が集計し、一覧表としてまとめたものである。請求人がいうとおり、それぞれ「一般給与期末・勤勉」又は「期末・勤勉」の欄にはいずれも「0」と記載され、担当職員が6月期末勤勉手当に係る源泉所得税を同月分の集計に含めていないことが分かる。事実証明書7は、各担当課が源泉所得税として受け入れ、労務課において集約した金額の合計が11億2,296万2,090円である一方、払い出す金額は1億7千余万円であることを示した資料である。受入額と払出額の差額について、9億4,640万4,086円は来月納付分であること等を説明した担当職員の手書きのメモが記載されている。

これら資料は、いずれも本件起案文書に添付されたものであり、監査委員も前回監査結果をまとめる途上で確認している。しかしながら、課長らは、本件決裁に際して、これら資料を確認することまではしていなかったと認められた。

労務課において、源泉所得税の納付のために担当者が払出命令を起案するのは、定例的な毎月の手続きである。当該起案における払出命令額とは、総務局によれば市長部局、行政委員会等の職員約13,000名の各月の給与に係る源泉所得税額に、還付金や退職手当等に係る税額を加減した結果としての集計額である。課長らが、その額の正確性を確認するためには、集計額を構成する個々の内訳一件一件の額が正確であることを確認できれば、それに越したことはないであろうが、一件一件の額の正確性を確認



するためには、課長らが、担当者が行ったのと同等の作業を繰り返すこととなり、限られた時間内での処理は困難でもあろうし、課長らにも担当者と同等程度に業務への習熟を求めることとなり、現実的であるとはいえない。

労務課においても、いきおい担当者の事務処理に正確性が求められるようになったのであろうことは想像に難くない。担当者は、一連の事務処理を進めるためのマニュアルを準備して対応を図るようになり、それは担当者の日々の業務上の経験や教訓を踏まえて改訂され、前任の担当者から後任者へと引き継がれる形で継承されてきた。残念なことに、マニュアルの改訂に課長らが関与することもなかった。

さらに、これまでに給与に係る源泉所得税の納付が遅延した事例もなかった（もっともそれは、いわば偶然の結果であり、担当職員の過失の背景には組織構造的な事情が認められ、その意味では、本件のような事態は、これまでにいつ起きてもおかしくない側面があったことについては後述する。）ことから、総務局によれば、労務課においては、担当職員は、もっぱら事務引継書やマニュアルの記載に沿って、疑問等がある場合には前任者に確認などしながら日常業務を進めており、個々の確認内容や金額の積上げは、ある程度担当職員レベルでの作業に委ねられており、毎月の決裁においても詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する流れとはなっていなかったとのことである。総務局は、「ある程度」担当職員レベルでの作業に委ねていたというが、源泉所得税納付に係る払出命令の決裁に関していえば、課長らは担当職員の集計した合計額が適切であることを前提に、払出命令額がその額に合致しているかどうかを確認することが中心となっていたというのであるから、担当者間で継承されてきたマニュアルに基づく担当者の事務処理にほぼ全面的に依存していたといっても差し支えない状況にあったと認められる。課長らにとって、源泉所得税納付に係る払出命令の決裁は、特別に注意を要するものとはされていなかったのが実態であった。

仮に、本件決裁前に、従前の決裁・承認の実態について問題提起等があれば、課長らはこれまでとは異なるチェックのあり方について検討し得たかも知れないが、前回監査結果でも述べたように、これまでに前任の課長らからの引継ぎにおいて特別な対応を要する業務として示されていたり、上司からあらかじめ特別の留意点等を示されていたり、課内の打ち合わせ等において注意を要する業務として整理されていたりといった事情は認められなかった。

エ 課長らの過失が重過失であるとまではいえないことについて

最高裁判所平成 20 年 11 月 27 日判決では、わずかの注意さえすれば当

該事態を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたかどうかという点から、著しく注意義務を怠ったといえるか否かを検討し、判断がなされており、監査委員としても、本件について同様の観点から検討した。

上記のような、課長らが負っていた注意義務の内容、従前の課長らの決裁・承認の実態、源泉所得税事務の難易度等を総合的に考慮すれば、課長らが本件決裁・承認の際、わずかな注意さえすれば、従前のようなチェックを続けていては、本件のように納付期限を徒過し、延滞税・不納付加算税が課せられる事態が生じ得ることを予測することが可能であったとはいえない。そして、これを未然に防止する方策を講じることができたということも困難である。そのため、監査委員としては、課長らが著しく注意義務を怠ったということはできず、課長らに重過失があったとまでは認められないとの判断に至ったものである。

### (3) 担当職員の損害賠償責任について

前回監査結果においては、担当職員が本市に対し、損害賠償責任を負うものということとはできない、との監査委員の判断を示した。これに対し、請求人は、担当職員については重過失の有無ではなく、過失の有無によって不法行為責任の成否を決したうえで、不法行為責任が成立する場合に、仙台市が担当職員に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることが信義則に反し、許されないか否かが検討されるべきとし、事案に即して損害の公平な分担の見地からすれば、担当職員も一定の限度で責任を負担すべきであると主張する。

そこで、補足も含め、前回監査結果に示した監査委員の判断について、改めて説明したい。

#### ア 担当職員の過失は重過失とは認められず、本市に対して損害賠償責任を負うものとはいえないと考えたことについて

最高裁判所昭和51年7月8日判決は、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し損害の賠償を請求することができるものと解すべきであるとし、大阪高等裁判所平成25年2月27日判決は、この理は普通地方公共団体とその職員の関係にも当てはまるとしている。

そこで本件について検討すると、まず、担当職員の「業務の内容」という点では、上記のとおり、源泉所得税納付に係る事務処理については、もっぱら事務引継書やマニュアルの記載に沿って、担当職員が業務を進め

ており、個々の確認内容や金額の積上げは、ほぼ全面的に担当職員レベルでの作業に委ねられていたのが実態であった。課長らは法第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段に規定する職員（以下「予算執行職員」という。）に該当し、その職務に関し、普通地方公共団体に損害を与えた場合であっても、故意又は重過失が認められなければ賠償責任を負わないとされる一方、担当職員は予算執行職員とは認められないから、軽過失がある場合でも民法第 709 条に基づく責任を負うことになるのであるが、本市の事務処理の実態からすれば、払出命令額の適切さを確保するために最も大きな役割を果たしているのは担当職員であるといえる。予算執行職員の責任要件を故意又は重過失が認められる場合に制限したのは、予算執行職員がその職務を行うにあたり、委縮し、消極的となることなく、積極的にその職務を遂行することができるように配慮されたことが一つの理由である。仮に、本市において、担当職員の軽過失を理由に多額の損害賠償請求を行うこととすれば、職員は源泉所得税の納付に関する事務を避けようとしてしまうおそれがあり、ひいては担当者にはほぼ委ねられている実態にある当該事務に支障を及ぼしかねないおそれもあると認められた。

「労働条件」についてみれば、源泉所得税を取り扱う担当者は、その業務の性格上、毎月、1 億円を優に超える額の現金を取り扱っている。本市の業務には様々なものがあるが、多額の現金を取り扱い、何らかの過失により本市に損害を与えてしまい、場合によってはその支払い能力を超える負担を抱えるリスクに常時曝されている職員とそうでない職員との間に労働条件の明確な差があるとも認められなかった。

「加害行為の態様」についてみれば、担当職員の過失は、マニュアルの記載に一部紛らわしい記述があったこと等により、6 月期末勤勉手当に係る源泉所得税の納付月は 8 月であると誤解し、7 月納付分に 6 月期末勤勉手当に係る税額を算入せずに払出命令を起案してしまったところにある。しかし、担当職員は、結果として誤った内容の起案をしてしまったとはいえ、一応、7 月の納付期限に間に合うように上司の回議に付しており、最終的に誤った意思決定がなされてしまったのは、起案内容の誤りに気づけなかった課長らの責任を負うところも大きいといえる。担当職員の過失は、起案を失念していた等の一般の職務怠慢とは明らかに異なる。

「加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度」についてみれば、課長らは上記マニュアルの改訂にも関与していなかったし、そもそも源泉所得税納付に関する事務における担当職員レベルの作業への依存度の大きさを見れば、本件のような担当職員の過失による起案の誤り等の事態の発生予防のために格別の配慮がなされていたとは到底いい難い。また、通常の職員の支払能力をはるかに超える損害賠償等

の経済的負担の分散のための何らかの措置が講じられている形跡も見られなかった。

このような事情に照らせば、監査委員としては、少なくとも予算執行職員の責任の程度を超えた責任を担当職員に課すことは不均衡であり、本市が担当職員に損害賠償を請求するとすれば、担当職員の過失が重過失と認められる場合に限られるものと判断するとともに、担当職員の軽過失を理由に本市が損害賠償を請求することは、それ自体、信義則に反し、許されないと判断したものである。

そして、担当職員の過失が重過失であるとは認められないことについては、前回監査結果に示したとおりである。

イ 担当職員には、誤った起案を回避できる可能性が十分にあったという請求人の主張について

請求人は、「本件業務については、定例的な毎月の手続きであり、実際、担当者間で引き継がれたマニュアル等によって、たとえ経験の浅い職員が担当したとしても、これまでに給与に係る源泉所得税の納付が遅延した事例もなく、毎月の決裁においても『詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する流れとはなっていなかった』のが実態であり、労務課においては、特別に注意を要するものとはされていなかった」との前回監査結果の記載を引き、そうであれば、担当職員は誤った起案を回避することが十分可能であり、誤った起案をしたことについて、担当職員には著しい注意義務違反があると主張している。

そのいわんとする趣旨が必ずしも明確ではないが、請求人が引用する記載は、上記のように、課長らの決裁・承認がほぼ全面的に担当職員の作業に依存する実態となってしまうことについて記載したものであり、担当職員が特別に注意をせずに業務を進めていたことを記載したのではない。担当者についていえば、前任者から後任者へと担当者間でマニュアルが引き継がれ、引き継がれた後任者がそのマニュアルに基づいて作業を進めていく中で疑問等が生じた場合には前任者に確認などしながら日常業務を進めることが求められていたのが実態である。

請求人は、これまで「たとえ経験の浅い職員が担当したとしても」、「源泉所得税の納付が遅延した事例」はなかったことから、本件における担当職員は、これまでの担当者が通常払っていた程度の注意義務すら怠ったのだと考えているのかも知れない。確かに、本件は担当職員がマニュアルを誤解して作業を進めたことに端を発したものではあるが、マニュアルには部分的に紛らわしい記載があったこと、6月期末勤勉手当に係る源泉所得税の納期限が具体的に明記されていなかったことに加え、マニュアルの改訂に課長らが関与することはなく、疑問等が生じた場合には前

任者に確認などしながら日常業務を進めることが求められていたことなど、労務課におけるマニュアルの管理方法や当該事務の過誤の予防などにおいて組織的に取り組む態勢が十分ではなかったことが認められる。本件における担当職員の過失は、そうした組織構造的な背景事情によるものと考えられ、課長らを含め、同様の立場に立てば、誰しも同様の誤りを犯しかねない側面があるものと思われる。これまでの担当者に同様の過誤がなかったことをもって、担当職員の注意が足りなかったとはいえない。

したがって、前回監査結果の再検討を求める請求人の主張には理由がなく、市長が、労務課長、給与係長及び担当職員に対し、損害賠償請求をしないことが違法又は不当であるとは認められない。

以上のことから、本件監査請求には理由がないものと認め、これを棄却するのが相当と判断する。